

一般社団法人日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会

尿路内視鏡治療委員会規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会（以下「本学会」）尿路内視鏡治療委員会と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 尿路内視鏡治療委員会（以下「本委員会」）は尿路内視鏡治療に関する教育、研究に努め、その普及、発展に寄与する事を目的とする。

(活動)

第3条 本委員会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 尿路内視鏡治療に関する規約、教育プログラムの策定および改定
- (2) 尿路内視鏡治療に関する教育セミナー、講習会等の開催
- (3) 尿路内視鏡治療に関する実態調査
- (4) その他、目的達成に必要な事業

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 本委員会は、以下に掲げる委員10-14名をもって構成する。

- (1) 本学会定款第5条に定める会員。
- (2) 本学会定款施行細則第22条に定める学識経験者、その他の者。

(委員の選任)

第5条 委員は本学会理事長が選任する。

- 2 委員は、本学会理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 他の委員の補欠として選任もしくは増員として選任された委員の任期は、他の委員の任期と同時に満了する。

(委員長、副委員長および小委員会)

第7条 本委員会に委員長を置く。委員長は本学会理事長が理事の中から推薦し、理事会

の承認を得て理事長が任命する。委員長は再任され得るが、3 期を上限とする。

- 2 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会の目的を円滑に達成するために、小委員会を設置する。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 本委員会は、委員長が招集する。

- 2 本委員会の開催は委員定数の過半数の出席を必要とする。但し、当該議事に付き書面をもって予め意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 3 議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(議事録作成、理事会報告)

第9条 本委員会議事については、議事録を作成し、委員長が署名押印し、定款施行細則

第26条に則り理事会等で報告しなければならない。

(会議庶務)

第10条 本委員会の庶務、謝金・費用の支弁は本学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本委員会の規則を変更する場合には、本委員会での議決を経て、本学会理事会での承認を得なければならない。

付則

(施行期日)

この規則は、2025年9月17日から施行する。